

品質管理又は格付を担当する者（資格者）の資格要件について

一般社団法人全国木材検査・研究協会（以下、「全木検」という。）では、「製材についての取扱業者の認証の技術的基準」（令和元年8月15日農林水産省告示第669号）及び「枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材についての取扱業者の認証の技術的基準」（令和2年6月1日農林水産省告示第1068号）が規定する品質管理又は格付を担当する者の能力及び認証工場の適正な業務の実施を確保するため、認証工場が配置する担当者又は責任者には次表に掲げる資格要件を適用しています。

資格要件における「認証の区分」とは、製材（JAS1083（保存処理を除く））、枠組材（JAS0600（保存処理を除く））及び保存処理材（JAS1083及びJAS0600共通（保存処理に限る））であり、全木検が開催する「認証の区分」に応じた研修会に参加し、所定の成績を修めた方には研修修了書が発行されます。これらの研修会については、全木検ウェブサイトの“研修会・イベント”のページ（<http://www.jlira.jp/event.html>）を参照してください。

区 分	資格要件
品質管理担当者	製造又は試験研究に1年以上従事した経験がある者。
品質管理責任者	認証の区分に応じた有効な研修修了書を所持している品質管理担当者。
製品の材面の品質検査担当者	認証の区分に応じた有効な研修修了書を所持し、対象製品の選別の業務に6か月以上従事した経験を有する者。
格付検査担当者	次の①～⑤のいずれかに該当し、かつ、認証の区分に応じた有効な研修修了書を所持している者。 ①林業、林産又は工業の専門的な大学校（専門学校を含む）を卒業し、木材又は木材加工品の検査又は試験研究に1年以上従事した経験を有する者。 ②林業、林産又は工業の専門的な高校を卒業し、木材又は木材加工品の検査又は試験研究に2年以上従事した経験を有する者。 ③林業、林産又は工業以外の大学又は高等専門学校を卒業し、木材又は木材加工品の検査又は試験研究に2年以上従事した経験を有する者。 ④林業、林産又は工業以外の高校を卒業し、木材又は木材加工品の検査又は試験研究に3年以上従事した経験を有する者。 ⑤①～④以外で、木材又は木材加工品の検査又は試験研究に5年以上従事した経験を有する者。
格付責任者	認証の区分に応じた有効な研修修了書を所持している品質管理責任者ではない格付検査担当者。
格付担当者	認証の区分に応じた有効な研修修了書を所持している品質管理責任者ではない者であり、かつ、認証対象製品の選別の業務に6か月以上従事した経験を有する者。

注）取扱業者の代表者は、資格者の対象としていません。